

中津川市障がい者就労支援事業奨励金

制度の概要

- ◆ 障がい者の雇用促進及び事業所等の障がい者就労への理解を深めることを目的に、就労を希望する障がい者の職場実習を受け入れる事業所等に奨励金を交付します。

奨励金の対象実習者

- ◆ 事業所等で職場実習を行う者で、中津川市に住所を有する者
- ◆ 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する特別支援学校の高等部に在籍する生徒または岐阜県障がい者チャレンジトレーニング事業（以下「県事業」という。）を利用している者

※実習先の事業主または法人の代表取締役の三親等以内の親族でないこと

奨励金の対象事業所

- ◆ 市内に事業所、事務所若しくは営業所を有する個人又は法人
（障害者総合支援法第28条第2項第2号及び同項第3号に規定する就労移行支援及び就労継続支援における、施設外就労及び施設外支援での就労先又は実習先の事業所等を除く。）

※実習生が事業主または法人の代表取締役の第三親等内の親族でない者

奨励金の額について

対象実習生	奨励金（円）
特別支援学校の高等部に在籍する生徒	3,000円
県事業を利用している者	2,000円

※同一年度内、実習生1人当たり20日を限度とする。

申請から給付までの流れ

- ① 中津川市障がい者就労支援事業奨励金交付申請書（様式第1号）に下記の書類を添えて、社会福祉課に提出してください。
 - （1）職場実習実施計画書（様式第2号）
 - （2）県事業の利用者にあつては、同事業に関する覚書の写し
 - （3）市税等の納付状況等調査同意書（様式第3号）
 - （4）その他市長が必要と認める書類
- ② 書類審査を行い、交付（不交付）決定通知します。
- ③ 交付決定通知を受けたら、実習終了後、中津川市障がい者就労支援事業奨励金交付請求書（様式第5号）に職場実習実施報告書（様式第6号）又はこれと同等の内容が記載してあるものの写しを社会福祉課へ提出してください。

【お問い合わせ】

中津川市役所社会福祉課
障がい福祉係

TEL 0573-66-1111（内線 644）